

令和4年1月19日

医療関係団体の長 様

新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部長
神奈川県知事 黒岩 祐治
(公 印 省 略)

まん延防止等重点措置に係る協力をお願いについて

本県の新型コロナウイルス感染症対策の推進につきましては、日頃格別の御理解、御協力いただき、厚く御礼申し上げます。

令和4年1月19日、政府は新型インフルエンザ等対策特別措置法(以下「法」という)に基づくまん延防止等重点措置を1月21日～2月13日まで適用したことを受け、本県では、「特措法に基づくまん延防止等重点措置に係る神奈川県実施方針」(以下「実施方針」という。)を策定し、必要な措置等を行うことといたしました。

飲食店等に対しては、法第31条の6第1項に基づき、次のとおり要請します。

マスク飲食実施店認証店においては、以下のいずれかを選択

- ・ 5時から21時までの営業時間短縮、酒類提供は11時から20時まで
- ・ 5時から20時までの営業時間短縮及び酒類提供停止

それ以外の飲食店においては、20時までの営業時間短縮及び酒類提供停止

その他、添付「実施方針」のとおりお願いさせていただきます。

また、県では新型コロナウイルス感染症に対応したBCP(Business Continuity Plan:事業継続計画)をまだ策定していない企業に御活用いただくため、チェックリストを別添のとおり作成しました。このチェックリストを活用して、当面の対応を検討いただくとともに、BCP策定も検討いただくよう、よろしく願いいたします。

医療関係者のみなさまには、引き続き、医療提供体制の確保等の取組にご協力いただきますようお願いいたします。

別添

- 1 知事メッセージ
- 2 「特措法に基づくまん延防止等重点措置に係る神奈川県実施方針」
- 3 BCP策定点検チェックリスト(新型コロナウイルス感染症対策)

※ チェックリストは、下記ホームページからダウンロードできます。

「中小企業のためのBCP(事業継続計画)作成のススメ」

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/jf2/cnt/f4763/index.html>



問合せ先

健康医療局保健医療部医療課

医療整備グループ 大日向

045-210-1111 (内4874)